

平成23年（行ウ）第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

準備書面 4

平成24年11月29日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 竹 中 潮

被告訴訟代理人 弁護士 本 田 悟 士

被告指定代理人 野 口 利 昭

同 吉 本 正 剛

同 島 田 誠 也

同 渡 邊 洋 平

第1 平成24年9月14日付け原告ら第6準備書面に対する反論等

1 同第1について
認否の限りでない。

2 同第2について

(1) 同1

原告の要約が、被告の主張を反対給付の有無という点に矮小化させる趣旨

であれば、争う。

補助金の本質が「反対給付を要しない」ことにあるなどとは被告はそもそも主張していない。

(2) 同2

ア 同「(1)まったく反対給付がないとはいえないこと」の原告主張について

(ア) 同アについて

争う。

同項での原告主張は、要約すれば、補助金交付につき客観的に反対給付が存在しないことは争わないが、“実質的に”という曖昧かつ独自の評価で補助金交付が「負担付き贈与契約」としての実態を持つと論じ、「補助金を、ただ単に「反対給付のない」ものと断言する被告の主張」を非難しているものと理解される。

しかし、そもそも、適正化法の適用があり、同法規定の義務を負うことは、被告も争わず当然の前提としている。その上で、被告は、平成24年6月27日付け準備書面3第1・1(1)において、具体的な義務の内容を論じるにあたっては「補助事業に対する交付金・補助金交付の目的・趣旨」を踏まえねばならないとして、その根拠となる法や規則等（適正化法2条、地方自治法232条の2、御船町補助金交付規則2条）も具体的に引いてこれを主張しているのである。

被告は、補助金交付の目的・趣旨について論じるにあたって、反対給付の有無を殊更重視し、また、その事実のみを強調したことはない。歪曲された主張内容を前提に論難されても筋違いである。

(イ) 同イについて

争う。

また、同項中の「事業用地が取得できずに事業自体が開始すらできなかった」との主張についても、本件においては事業が中止となった原因、

経過につき誤解があるため争い、事業用地問題については、後に詳述する。

(ウ) 同ウについて

争う。

同項での原告主張は、条項や被告主張の曲解に基づくもので、あたらない。

例えば、交付決定通知（乙96・第6項）の規定に関し、規則の定めや交付決定通知記載の文言『県等は、概算払いにより市町村等の事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払いを受けた交付金の額を遅滞なく市町村等に交付しなければならない』から、原告が主張するような「正当な理由なくして・・・交付しないままではならない」などという限定を読み取ることはできず、原告の主張は読み取れる解釈の限界を超えている。

現に交付金を受けた補助事業者はこれを遅滞なく間接補助事業者に交付するべきという規則（農林畜水産業関係補助金等交付規則（乙176））や交付決定通知の規定（乙96・第6項）を素直に読めば、「国から交付を受けた交付金（補助金）について、市町村固有の判断で、支出を留保することは許容されていない」と解するほかないのである。そして、このように読んだとしても、あくまでも同規定が問題としているのは、交付金（補助金）交付後これを間接補助事業者へ支出するまでの間の裁量の有無の問題であって、交付前や間接補助事業者への支出後の義務の存否、内容の問題は別なのであるから、原告の論理「そうでなければ、かかる規定の存在により・・・善管注意義務が免除されてしまう」には飛躍があり、破綻している。

規則、規定からも明らかなように、御船町において、国から交付金（補助金）の交付を受けた後、これを御船竹資源に対して交付・支出

するまでの間に、市町村固有の裁量、判断を働かせる余地はない。

(エ) 同エについて

争う。

イ 同(2)

争う。

3 同第3について

(1) 同1

認める。

(2) 同2

ア 同(1)

争う。

イ 同(2)

(ア) 争う。

(イ) 用地確保の方法としては、用地の購入によることも、用地の賃借によることも可能であり、それぞれ選択肢の一つと理解している。このことは、用地購入費に補助金を充てられない（争いなし）からとって異なるものではない。

御船町は、国と同じ情報・資料を踏まえて本件補助事業の公益性その他補助金交付の適正・当否にかかる判断をした上で、銀行融資がなされるものとの前提で、本件補助事業にかかる対応を続けていた。御船竹資源が用地購入を第1選択として考えていたのであれば、その費用には補助金を充てられない（実際、事業計画においても用地取得費は計上されていない（乙23の4））以上、銀行融資申し込みにおいて土地代を含めて申し込みがなされるのであり、そうであれば、融資がなされることで用地を購入した上で事業遂行が可能である。また、仮に、土地代を含めた融資が得られないのであれば、リース（賃貸借）による対応が可能

である。

結局、御船竹資源が用地購入（分譲）ベースで話を進めていたとしても、結論に異同はなく、事業遂行可能性は否定されない。

(ウ) 原告は、県への照会結果を引いて、用地の確保ができていなかったと断じ、それを前提に被告の義務違反を論ずるが、県自体が御船竹資源による用地確保に応じていたことは事実であって（乙177・3頁目白岩産業団地中の「予約済」記載）、原告主張はあたらない。

まして、「自己資金の調達は事業開始後にも可能で実際にも行われるものであり、事業終了までに清算を完了すればよい」との被告主張を、「本来、補助金を用いてはならない用地取得代にいったん補助金を充当し・・・（中略）・・・趣旨のものと思われる」「自己資金が調達できることを所与の前提として補助金をいったん目的外使用することを肯定する主張であって」などと解することは曲解以外のなにものでもない。

被告の前記主張は、事業の進捗と事業費の確保の進め方一般に関するものであって、このことは、被告準備書面3第1・3(1)第5段落において「自己資金の調達ができなければ事業自体を開始できなかったわけではなく、むしろ、補助金の交付及び事業の開始をも踏まえて、自己資金調達が円滑に進むことも期待できた（自己資金の調達は、事業開始後にも可能でかつ実際にも行われるものであり、事業終了までに精算を完了すればよい）」との主張の文脈からも容易にうかがえる。土地を購入により取得することを御船竹資源が第1選択とし、その費用について融資を申し込んだがこれが得られなかった場合には、もう一つの選択肢であるリース（賃貸借）を選ぶことになるだけであって、補助金の流用が問題となる場面ではない。

ウ 同(3)

争う。

実際、熊本県と御船竹資源との協議においても、賃貸借による取得の方法が排斥されて、分譲限定で協議が進められていたようなことはなかった。なお、県の回答書（甲3.5の2）には、平成20年10月3日の協議にかかる記録が欠けている。

その他、賃貸借による用地確保と分譲による用地確保の関係等については、前記イに述べたとおりである。

エ 同(4)

争う。

補助事業遂行において用地の確保が重要であることは争わないが、本件補助事業については、従前の主張及び前記イのとおり、用地確保の方法が分譲に限定されていたわけではなく（実際、白岩産業団地の用地は現在全て賃貸借であると聞いている。）、また、県との協議が一定の進展を見せて、予定地については「予約済み」として確保されるに至っていたのであるから、同項での原告の主張はあたらない。

(3) 同3

ア 同(1)

各書証の記載それ自体は認めるが、その余は争う。

そもそも、日本政策金融公庫等の金融機関が融資を決定するにあたっていかなる資料を徴求するかという問題と、国が、いかなる要素及び資料の検討を基礎に、補助事業としての公益性等を認めて、補助金の交付を決定するかという問題は、全く異質なものである。

イ 同(2)

争う。

(4) 同4

争う。

4 同第4について

(1) 同 1

概ね認める。

(2) 同 2

ア 争う。

イ チェックマニュアル（乙 24 の 4）は、補助事業が後に立ちゆかなくなる事例等が多数存在したため、チェックマニュアルを活用して、補助金交付、事業開始後に事業が頓挫する事態等を予め出来る限り減らそうという観点から作成されたものであって、自治体より遙かに人的・物的資源に恵まれ、また、多種多様・多数の事案、補助金交付申請に接してきた国の側で用意したものであり、その審査項目は必要十分、詳細な事項にわたるものである。

この点、確かに、チェックマニュアルには「地域特性に応じて任意に項目を追加していただき、審査マニュアルの内容として統一すべき事項については、必要に応じて追加修正を行ってほしい」と付記されているが、本件において、マニュアルにさえ記載の無い、また、読み取ることも出来ない審査項目を追加すべき「地域特性」は存在しない。

ウ また、チェックマニュアルの記載等についての原告の批判（「企業」「優良企業、信用できる企業」等）に関しては、既に被告準備書面 3 第 4(2)に詳述したとおりである。

そもそも、記載事実ないし判断の基礎となる資料は全てチェックマニュアルに添付するなどして国へ提供しており、国も同一の資料で同一の判断に至ったからこそ、補助金交付決定がなされたのである。

5 同第 5 について

(1) 同 1

争う。

前記 3(2)イないしエのとおりであって、県と協議の上、御船竹資源が白岩

産業団地に区画を特定した予約まで得ていた本件補助事業について、用地の取得手続が具体的には何ら進んでいなかったとする原告主張は誤りである。

(2) 同 2、3

争う。

被告準備書面 3 第 1・5(2)第 3 段落、第 4 段落に書証を引いて詳述したとおりである。

(3) 同 4

争う。

6 同第 6 について

(1) 同 1 ないし 3

それぞれ被告準備書面 3 第 2・2(1)ないし(3)に詳述したところである。

(2) 同 4

被告準備書面 3 第 2・3(1)に詳述したところである。

なお、原告の引く最高裁第二小法廷昭和 61 年 2 月 24 日判決は、換地予定地的な一時利用地の指定処分の取消しの訴えと、その訴えの係属中に当該一時利用地をそのまま換地として指定する換地処分があり訴えが換地処分の取消しの訴えに交換的に変更された事案であって、最高裁第一小法廷昭和 37 年 2 月 22 日判決と同様に、先行処分と後行処分とが相結合して一つの効果の実現を目指しこれを完成するものである場合にかかる判断である。本件には妥当しない。

また、原告は訴訟物の同一性に関し、大阪地裁平成 19 年 7 月 12 日判決を引くが、同裁判例を前提にしても、補助金の支出行為と原告の主張する「補助金交付決定を取り消して不等利得返還請求権を行使することを怠った不作為」とは全く別個の行為であって、原告の従前の請求と「怠る事実」にかかる新たな請求との間に訴訟物の同一性は認められない。

さらに、原告はここに至って「実質的に見れば」同一の訴訟物であり、

「黙示的には」怠る事実に関する主張もなされたと評価すべきと主張するが、実質的にはなどという曖昧、抽象的な基準を持ち込むべきではないし、また、「黙示的」な主張如何についても、原告らが、自ら第2回口頭弁論期日において「住民訴訟の対象として、財務会計上の行為のみを主張し、怠る事実については主張しない」と弁論している事実と矛盾する内容で到底受け入れられない。

7 同第7について

(1) 同1

被告準備書面3第2・4(2)に詳述したところである。

(2) 同2

ア 同(1)

同上。

イ 同(2)、(3)

被告準備書面3第2・4(3)イ、ウに詳述したところである。

普通交付税の計算のみに限っていうのであれば外形的には概ね正しいが、自治体の実務においては、今後の補助事業に対する補助金（交付金）の問題と合わせて、心理的に大きな負担となる。また、特別交付税の算定、配分については現実に裁量、調整が働くのであって、この点も無視することはできない。

そもそも、本件事業については、御船竹資源の事業断念及び補助金返還申入れを受け、国と事業実施計画中止協議の上、任意に事業中止に至ったため（乙136、137、139等）、中止となった以上補助金は返還せねばならず、それゆえ、自主返還なければ返還命令を受け、加算金が付される可能性があった。それでも返還しない場合にはやはり法令違反を理由に交付税の減額（地方財政法26条1項）や他の補助金の一時停止や相殺（補助金適正化法第20条）がありうるのであって、被告の主張に原告の

論難するような不合理な点、矛盾はない。

ウ 同(4)

争う。

(3) 同 3

被告準備書面 3 第 2 ・ 4 (5) に詳述したところである。

以上